

1 議 事 日 程（第1日）

（令和2年第2回有田川町議会定例会）

令和2年6月9日
午前9時30分開会
於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 発委第2号 有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定について
- 日程第5 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第7 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第9 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算（第1号）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第15 | 報告第12号 | 令和元年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第16 | 報告第13号 | 令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第17 | 報告第14号 | 令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 |
| 日程第18 | 報告第15号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 報告第16号 | 専決処分の承認を求めることについて
令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 報告第17号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 報告第18号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 報告第19号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 報告第20号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 報告第21号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 報告第22号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 報告第23号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 報告第24号 | 専決処分の承認を求めることについて
有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第28 | 報告第25号 | 一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況について |
| 日程第29 | 議案第38号 | 令和2年度有田川町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第30 | 議案第39号 | 令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第31 議案第40号 令和2年度有田川町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第41号 有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第42号 有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第34 議案第43号 有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第35 議案第44号 有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第45号 金屋町立小学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第37 議案第46号 有田川町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第38 議案第47号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（建築）の請負契約について
- 日程第39 議案第48号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）の請負契約について
- 日程第40 議案第49号 令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（機械設備）の請負契約について
- 日程第41 議案第50号 有田川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	堀江真智子	2番	増谷憲
3番	椿原竜二	4番	中島詳裕
5番	星田仁志	6番	片畑進之
7番	谷畑進	8番	小林英世
9番	林宣男	10番	殿井堯
11番	佐々木裕哲	12番	岡省吾
13番	森谷信哉	14番	新家弘
15番	湊正剛	16番	亀井次男

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	中島詳裕	12番	岡省吾
----	------	-----	-----

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（13名）

町長	中山正隆	副町長	坂頭徳彦
住民税務部長	山田展生	福祉保健部長	前久保眞次
総務政策部長	一ツ田友也	消防長	中裕準
産業振興部長	森田栄一	建設環境部長	鈴木幸敏
総務課長	新田耕作	財務課長	中屋正也

企画調整課長 細野正人 教育長 楠木 茂
教育部長 井上光生

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事務局長 竹中幸生 書記 細野鶴子

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長（森谷信哉）

おはようございます。

ただいまの出席議員は16人であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第2回有田川町議会定例会を開会いたします。

~~~~~

開議 9時30分

○議長（森谷信哉）

本日の会議を開きます。

なお、議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

……………日程第1 会議録署名議員の指名……………

○議長（森谷信哉）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において4番、中島詳裕君、12番、岡省吾君を指名いたします。

……………日程第2 会期の決定……………

○議長（森谷信哉）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

去る6月2日に開催された議会運営委員会の結果について報告願います。

議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

おはようございます。

議長の指名がありましたので、議会運営委員会の開催結果について、御報告申し上げます。

去る、6月2日、午前9時30分から議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに日程、各常任委員会の開催日等について協議いたしました。その結果、会期につきましては、本日から6月24日までの16日間と決定させていただきました。一般質問は18日、19日としております。

議事日程については、お手元に配付している日程表のとおりといたしたいと思っております。日程第4は、議会運営委員会からの提案であります。提案理由説明の後、議案審議をお願いしたいと思います。日程第5から日程第41までの、報告24件、議案1

3件については一括上程を行い、それぞれ当局から提案理由の説明を求め、その後、全員協議会にて御審査いただきたいと思います。

なお、全員協議会が終わり次第、報告第2号から報告第25号、議案第38号から議案第40号についての審議を本日よりお願いいたします。

この会期、日程等に御賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位の御協力をお願い申し上げます。これで報告を終わります。

○議長（森谷信哉）

お諮りいたします。

ただいまの委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日から6月24日までの16日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月24日までの16日間に決定しました。

……………日程第3 諸般の報告……………

○議長（森谷信哉）

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に町長より提出された案件は、報告24件、議案13件であります。

また、本日の説明員は町長ほか12名であります。

次に、産業建設常任委員会委員長より、5月26日に開会した委員会において、副委員長が小林英世君に交代したことの報告を受けております。

続いて、本定例会までに受理いたしました請願第1号、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書を提出する請願書、依頼第1号、新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、お手元に配付の文書表のとおり、総務文教福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

次に、監査委員より、令和2年2月、3月、4月分の例月現金出納検査の結果及び令和元年度水道事業棚卸検査の結果について報告されておりますので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

……………日程第4 発委第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第4、発委第2号、有田川町議会議員の報酬及び費用弁償等の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案については提出者、議会運営委員会委員長より提案理由の説明を求めます  
議会運営委員会委員長、殿井堯君。

○議会運営委員会委員長（殿井 堯）

改めておはようございます。

議長の指名により、有田川町議会議員の報酬および費用弁償等の特例に関する条例案について、提案理由の御説明を申し上げます。

町民の皆様や事業者の皆様が、新型コロナウイルス感染症防止のため、活動を自粛されている中、生活や経済に深刻な影響が出ております。このような状況を鑑み、経済的損失を受けている方への、町独自の経済対策に活用していただくため、全議員の意向により、議員報酬の減額特例を提案した次第であります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

日程第5、報告第2から日程第41、議案第50号までの報告24件、議案13件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、日程第5、報告第2号から日程第41、議案第50号までの報告24件、議案13件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

おはようございます。

令和2年度の有田川町議会、第2回定例会の提案理由を説明申し上げたいと思います。

本日、ここに令和2年第2回有田川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、去る4月1日付で職員の人事異動を発令しましたので、御紹介いたします。

消防長の中裕準でございます。

総務政策部長の一ツ田友也でございます。

議会事務局長の竹中幸生でございます。

総務課長の新田耕作でございます。

どうかよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

なお、説明員といたしまして出席する者は、副町長、教育長、部長職7名、課長職3名、私を含め13名が常時出席いたします。

また、議案によって、清水行政局長はじめ課長等が出席する場合につきましては、当日の議会開会までに議長に申し出て、許可を得るようにしたいと思いますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明申し上げます。

報告第2号から報告第11号までの10議案につきましては、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、令和元年度一般会計、各特別会計補正予算について、専決処分の承認を求めるものであります。

報告第2号は、令和元年度有田川町一般会計補正予算第8号であります。今回の補正は、町税、各交付金、地方交付税、国・県支出金、町債及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、公共施設整備基金に1億6,500万円を積み立てる増額補正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、6億5,127万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は1億6,279万9,000円と相なりました。なお、繰越明許費、地方債の補正も行っております。

報告第3号は、令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、県支出金及び繰入金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、8,288万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は3億6,114万3,000円と相なりました。

報告第4号は、令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、3,777万6,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は7億4,22

4万1,000円と相りました。

報告第5号は、令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号であります。今回の補正は、保険給付費等の事業費が確定したことにより、繰入金及び国・県支出金、支払基金交付金等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、介護給付費準備基金積立金に2,000万円を増額補正をする一方、不用額となる未執行額を減額した結果、1億3,276万2,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、31億7,543万9,000円と相りました。

報告第6号は、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、事業費、管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、1,603万5,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、6億1,739万3,000円と相りました。なお、繰越明許費及び地方債の補正も行っております。

報告第7号は、令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号であります。今回の補正は、事業費等が確定したことにより、負担金、繰入金、諸収入等の額が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,039万7,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は19億3,633万2,000円と相りました。なお、地方債の補正も行っております。

報告第8号は、令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことにより、繰入金等が確定しましたので、これを補正するとともに、不用額となる未執行額を減額した結果、2,141万1,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は、2億7,456万円と相りました。

報告第9号は、令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額34万9,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は212万7,000円と相りました。

報告第10号は、令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設管理費等が確定したことに伴い、不用額となる未執行額11万8,000円の減額補正となり、補正後の予算総額は755万7,000円と相りました。

報告第11号は、令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、施設使用料等が減額することによって一般会計繰入金を83万1,000円増額する一方、施設管理費等が確定したことにより、不用額となる未執行額を減額した結果、577万円の減額補正となり、補正後の予算総額は6,671万9,000円と相りました。

報告第12号から報告第14号までの3議案は地方自治法施行令第146条第2項



の規定による、繰越計算書の報告についてであります。

報告第12号は令和元年度の一般会計予算の経費を令和2年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第13号は、令和元年度の有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計予算の経費を令和2年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第14号は、令和元年度の簡易水道事業特別会計予算の経費を令和2年度に繰り越して使用するため、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものであります。

報告第15号は、令和2年度有田川町一般会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、町民の皆様や事業者の皆様には、新型コロナウイルス感染防止のため行動等を自粛いただいております。生活や経済に影響が出てきています。このような状況を鑑み、国及び町独自の緊急経済対策を実施し、感染防止対策を行い、住民の生活の安全を確保する必要性が生じたために、早急に予算処置を講じたものであります。主な内容は、国の緊急経済対策の特別定額給付金及び子育て世帯臨時特別給付金並びに、町の独自経済対策として町民に対して1人当たり1万円相当のクーポンを配布する有田川町応援クーポン券給付金として2億6,300万円や、国が行う持続化給付金の支給に先立ち、新型コロナウイルスの影響を受け経営が著しく悪化している町内事業者に対して、町単独事業として事業全般に広く交付できる給付金を支給する有田川町緊急持続化給付金として2億8,805万円、また、マスク購入などの感染防止対策経費などの補正予算を計上しています。補正額は、歳入歳出それぞれ32億6,256万円を追加し、補正後の予算総額は196億4,256万円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金、基金繰入金を充てることにしております。

報告第16号は、令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号として、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、専決処分の承認を求めるものであります。今回の補正は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、傷病手当金制度を創設し、被保険者とその家族の生活を保障する必要性が生じたために、早急に予算処置を講じたものであります。補正額は、歳入歳出それぞれ100万円を追加し、補正後の予算総額は35億682万6,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、県支出金を充てることにしております。

報告第17号は、有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、有田川町税条例等の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたし

ましては、未婚のひとり親への寡婦控除の適用および寡婦控除の見直し、個人が都市計画区域内にある低未利用地またはその上に存在する権利を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設、所有者不明土地等に係る固定資産税について、使用者に対して事前に通知した上で、使用者を所有者とみなして固定資産税を課すことを可能とするものであります。

報告第18号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、基礎課税額および介護納付金課税額にかかる課税限度額の引上げ、軽減措置について、世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額の引上げ、長期譲渡所得にかかる国民健康保険税の課税の特例について、低未利用地の譲渡所得について特例を適用するものであります。

報告第19号は、有田川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布され、令和2年4月1日から施行されること及び、新型コロナウイルス感染症の影響により、有田川町介護保険条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしましては、消費税率引上げに合わせて一部実施されている、低所得者の介護保険料の軽減強化を完全実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者に対する減免措置を実施するものであります。

報告第20号は、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が令和2年3月27日に公布され、令和2年4月1日から施行されることに伴い、有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしましては、消防団員等の公務災害損害補償に係る補償基礎額等について、所要の改正を行うものであります。

報告第21号は、有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者について、傷病手当金を支給することで、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、さらなる感染拡大をできる限り防止するため、有田川町国民健康保険条例の一部を速やかに改正する必要性が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第22号は、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症に感染した被用者について、傷病手当金を支給することで、労働者が感染した場合に休みやすい環境を整備し、さらな

る感染拡大防止の観点から、有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。

報告第23号は、有田川町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図ることを目的として、地方税法等の一部を改正する法律が、令和2年4月30日に公布され、公布の日から施行されることに伴い、有田川町税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点といたしまして、生産性改革の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長、徴収猶予制度の特例、個人町民税住宅借入金等特別控除の特例を設けるものであります。

報告第24号は、有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。新型コロナウイルス感染症等の影響による収入減少のため、生活が困窮している方々等に対する支援を目的として、国民健康保険税の免除を行う新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が令和2年4月7日に閣議決定されたことに伴い、有田川町国民健康保険税条例の一部を速やかに改正する必要が生じたため、条例の一部改正を専決処分したものであります。主な改正点として、国民健康保険税の減免を受けようとする者が、申請しなければならない規定に、特別な理由があると認められる場合は納期限を過ぎても申請できる規定を加えるものであります。

報告第25号は、一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の経営状況についてであります。平成の時代が終わり、新しく令和に年号が変わり、5月の大型ゴールデンウィークは大変なにぎわいをみせ、一般財団法人として7期目の有田川町ふるさと開発公社も明るい兆しが見られると感じられました。観光業界においてはインバウンドの流行で、日本の飲食、宿泊業界もにぎわっていましたが、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大により、日本だけでなく世界全体の経済に大打撃を与えました。観光業をなりわいとする開発公社においては、いち早く感染拡大予防、並びに、お客様や地域住民、従業員の安全確保のために、今年2月17日より、全施設で休業するなどの対応を取ってきました。休業中といえども、雇用の確保のため各施設の清掃やメンテナンスなどの維持管理や新商品の開発、施設修繕、最近においては、あさぎりでテイクアウト弁当を実施するなど、様々な努力をしながら業務にあたってきました。

平成31年度の業績についてであります。事業収入は、1億1,142万円で、前年度比98%となり、前年度を上回った施設は、やすけ、左太夫、コテージが1,474万円で、前年度比108%、ふれあいの丘が2,269万円で前年度比107%となり、オートキャンプ場は、714万円となり、前年度比124%となりました。

また、前年度を下回った施設では、あさぎりが5,189万円で、前年度比92%、しみず温泉健康館が1,101万円で、前年度比97%、遠井キャンプ場については、

239万円となり、前年度比85%でありました。昨年は繁忙期である8月上旬に長雨と猛暑が続いたことや、新型コロナウイルスの感染拡大予防のために2月より、全施設休業としたことで、各施設の営業に大きく影響が出ました。公社全体では、前年度と比べ174万円の減収となりました。

続きまして、事業費用につきましては、2,663万円で、前年度比103%となり、食文化提供事業の原価率の上昇などに伴い前年比で75万円の増加となりました。管理費用については1億503万円となり、前年比率99%となっております。修繕に伴う消耗品費が、やや増加しましたが、燃料費や光熱水費などの費用が減少したことで、全体では約123万円の減少となっております。

次に、営業利益でございますが、事業収入の1億1,142万円から事業費用と管理費用を合わせた、1億3,166万円を差し引いた結果、マイナスの2,024万円となりました。これに、指定管理料などの事業外収入を含めた結果、年間の経常利益は191万円となりました。

一刻も早い感染症の終息と安心して通常営業ができることを心より願う次第であります。令和2年度につきましても、都市との交流事業や特産品を利用した食文化の提供など、まちづくりの拠点施設の運営管理に努めてまいります。ふるさと開発公社に対し、今後とも、議員皆様方の御指導、御協力をよろしくお願い申し上げまして、経営状況の報告といたします

議案第38号は、令和2年度有田川町一般会計補正予算第2号であります。新型コロナウイルス感染拡大に伴い、生活や経済に影響が出ており、経済的損失を受けている町民も多くおられ、町独自の経済対策を実施するに当たり、少しでも財源を確保するため、町長50%、副町長30%、教育長30%、部長級10%の給料を、7月から3か月間分を各科目において減額補正を行っています。

そのほか補正の主なものにつきましては、2款総務費の総務管理費では、財産管理費で、集会所等改修補助金として272万7,000円を、企画費で、マイナポイント関係事業の利用店舗募集事務委託料として200万円を、市町村振興助成事業の頑張る地域応援事業助成金として150万円を、過疎対策費で、山村活性化支援事業のぶどう山椒産地活性化支援業務委託料など事務費を含め534万3,000円を、3款民生費の社会福祉費では、社会福祉総務費で、会計年度任用職員報酬として105万5,000円を、障害者福祉費で、携帯用ヒアリングループシステムの備品購入費として43万1,000円を、老人福祉費で、本年度の敬老会中止に伴う、報償費への組替えを行い、児童福祉費の児童福祉総務費で、放課後児童健全育成事業委託料として84万8,000円を、4款衛生費の保健衛生費では、保健衛生総務費で、会計年度任用職員報酬として143万4,000円を、予防費で、通信運搬費の郵送料として250万円を、ロタウイルスの予防接種委託料として434万7,000円を、新型コロナウイルス感染防止対策として、除菌液生成器などの備品購入費として79

8万6,000円を、清掃費のじん芥処理費で、ごみ置場設置補助金として128万3,000円を、上水道費では、コロナ関連経済対策として、水道料の基本料金を7月から3か月間免除する補填分で、上水道施設費の水道事業会計補助金として3,435万5,000円を、簡易水道事業特別会計繰出金として2,019万7,000円を、8款土木費の道路橋りょう費では、道路新設改良費で工事請負費の防災安全交付金事業として7,100万円を、土地購入費として1,000万円を、物件補償費として3,100万円を、県営事業負担金として67万3,000円を、9款消防費では、消防施設費で、備品購入費として233万7,000円を、災害対策費で、避難所等の感染予防対策として、非接触型体温計などの消耗品費として122万1,000円を、ワンタッチパーテーションなどの備品購入費として2,395万8,000円を、10款教育費の教育総務費では、義務教育振興費で、GIGAスクール構想推進事業の公立学校情報通信ネットワーク環境構築業務委託料として1億4,080万円を、保健体育費では、修繕料として45万7,000円を、11款災害復旧費の農林水産業施設災害復旧費では、農地災害復旧事業費分担金の還付金として130万円を、公共土木施設災害復旧費では、調査設計業務委託料として300万円などを計上し、その他所要の補正を行った結果、歳入歳出それぞれ3億9,073万3,000円を追加し、補正後の予算総額は、200億3,329万3,000円と相なりました。なお、補正額の財源といたしましては、国庫支出金の地方創生臨時交付金などや県支出金、繰越金、町債などを充てることにいたしております。

議案第39号は、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号であります。今回の補正は、コロナ関連の緊急経済対策として、水道使用料の基本料を7月から9月分を免除するために、水道使用料を減額し、一般会計繰入金を増額するもので、歳入歳出予算の総額に異動がなく、歳入財源の組替えによる補正であります。

議案第40号は、令和2年度有田川町水道事業会計補正予算第1号であります。今回の補正は、コロナ関連緊急経済対策として、7月から9月分の水道使用料の基本料について免除するために、営業収益について、料金収入を減額し、一般会計より営業外収益にその料金減額分と料金システム改修費用の補助を計上し、また、営業費用については、基本料金減額にかかる料金システム改修費用を増額するものであります。

議案第41号は、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令が、令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、有田川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要性が生じたためであります。主な改正点は、地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定が、公示日から令和4年3月31日まで延長になったことに伴い、本条例も期間を延長し、本社機能を東京23区から移転する企業に対しての固定資産の減免を不均一課税から3年間課税免除に変更するものであ

ります。

議案第42号は、有田川町長等の給与の特例に関する条例の制定についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染予防対策費、町独自の経済対策費等の財源を確保するため、町三役の給与を減額する条例の制定であります。主な内容は、令和2年7月から9月までの3か月間、現行の給与を町長は50%、副町長は30%、教育長は30%を減額するものであります。

議案第43号は、有田川町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大の影響による感染予防対策費、町独自の経済対策費等の財源を確保するため、給料表6級が適用される部長級の職員の給与を減額する条例の制定であります。主な内容は、令和2年7月から9月までの3か月間、現行の給与を10%減額するものであります。

議案第44号は、有田川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正の内容は地域の防災力の中核となる消防団の活動が増加、多様化する中で、大規模災害や長時間にわたる活動など、通常の職務より心身に多大な負担が生じた活動に対し町長が必要と認めた場合、通常の費用弁償の支給額より500円を上限として追加支給できる制度を設けるものであります。

議案第45号は、金屋町立小学校施設整備資金基金条例を廃止する条例の制定についてであります。この基金は、令和元年度末で基金残高のすべてを取り崩し、今後も積み立てる見込みがないため、本条例を廃止するものであります。

議案第46号は、有田川町辺地総合整備計画の変更についてであります。上六川・西辺地及び西ヶ峯辺地地域において、既に計画している、町道迂り石線道路改良工事及び町道有原西ヶ峯線道路改良工事の工事期間の延長及び事業費の増額を行うため、辺地総合整備計画を変更するに当たり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

議案第47号は、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（建築）の請負契約についてであります。令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（建築）を施工するため、令和2年5月28日、指名競争入札に付したところ、有田川町大字天満452番地1、株式会社紀州コーポレーション、代表取締役、嶋朝也氏が落札いたしましたので、1億6,896万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第48号は、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）の請負契約についてであります。令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）を施工するため、令和2年5月28日、指名競争入札に付したところ、和歌山市北出島4番地の2、株式会社山口電気、代表取締役、加藤匠氏が落札いたしました

たので、2億7,472万5,000円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第49号は、令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（機械設備）の請負契約についてであります。令和2年度有田川町役場吉備庁舎大規模改修工事（電気設備）を施工するため、令和2年5月28日、指名競争入札に付したところ、和歌山市小野町2丁目17番地、バンドー設備工業株式会社、代表取締役、坂東利明氏が落札いたしましたので、1億8,810万円で工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

議案第50号は、有田川町道路線の認定についてであります。有田川町大字徳田地内、町道上ノ前大野線、延長451,6メートルを、道路法の規定により、町道の認定をお願いするものであります。

以上で提出議案に対する私の説明を終わります。

何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（森谷信哉）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩中に、議場において10時40分より全員協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

~~~~~

休憩 10時23分

再開 14時43分

~~~~~

○議長（森谷信哉）

再開いたします。

……………日程第5 報告第2号……………

○議長（森谷信哉）

日程第5、報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町一般会計補正予算第8号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第6 報告第3号……………

○議長（森谷信哉）

日程第6、報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第7 報告第4号……………

○議長（森谷信哉）

日程第7、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第8 報告第5号……………

○議長（森谷信哉）

日程第8、報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第5号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第9 報告第6号……………

○議長（森谷信哉）

日程第9、報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第10 報告第7号……………

○議長（森谷信哉）

日程第10、報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町公共下水道事業特別会計補正予算第4号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第11 報告第8号……………

○議長（森谷信哉）

日程第11、報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町農業集落排水事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第12 報告第9号……………

○議長（森谷信哉）

日程第12、報告第9号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第13 報告第10号……………

○議長（森谷信哉）

日程第13、報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町浄化槽事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第14 報告第11号……………

○議長（森谷信哉）

日程第14、報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。令和元年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第15 報告第12号……………

○議長（森谷信哉）

日程第15、報告第12号、令和元年度有田川町一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第16 報告第13号……………

○議長（森谷信哉）

日程第16、報告第13号、令和元年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第17 報告第14号……………

○議長（森谷信哉）

日程第17、報告第14号、令和元年度有田川町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第18 報告第15号……………

○議長（森谷信哉）

日程第18、報告第15号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年度有田川町一般会計補正予算第1号を議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

3番、椿原です。14ページ、15ページの有田川町緊急持続化給付金について質疑をさせていただきます。まず初めに、どこの市町村よりも早く、この緊急持続化給付金ということで、本当に困っている苦しい事業者を助ける施策を打ってくださったことに心より感謝申し上げます

緊急持続化給付金というところで、緊急分というところで対応してくださりました。結果として5月末で申請期間の受付が終了しております。そこでですね、やっぱりこれから先のことを考えてやっていく必要があるかなと私自身感じております。というのも第1波が来て、そのときに影響を受けている事業者さんを、今回救ってくださるような施策でありました。これからはやっぱり、そのときに影響がなくても、これから先、影響が出てくる事業者さん、たくさんあると思うんです。例えば、夏であれば、必ずブドウ関係であれば影響が出ますし、冬のミカンの売行きだったりとか、そうしてタイミングがずれて、後から数か月後とかに影響が出てくるっていう事業者さんが多い中で、それもあって国は1月15日までの受付期間で持続化給付金を給付しているという方向性であります。

今回、緊急分ということで5月で申請期間終わりましたけれども、やっぱりこれから先、ここからの分はですね、またこれとはまた別の名前の制度になるかもしれませんが、こういったところを救っていくとか、助けていく必要があると考えますけれども、町長の見解をお聞かせいただけますか。

○議長（森谷信哉）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。コロナウイルス、これで終わってくれるっていうのが一番ええことであるんやけど、まだまだ全世界的に見たらですね、日本が終わっても

なかなか、経済っていうのはもう世界各国共通で動いていますので、大変な時代が来ると思います。そのために、今、今日も予算委員会やっていますけれども、第2次補正、31兆円、地方創生の交付金、臨時交付金もまた、前回1兆円で、うち1億5,000万円来たんやけど、今度は2兆円配るんやということで、2兆5,000億円ほど予算化をしてくれております。また、そのお金また来ると思いますんで、おっしゃるとおり、まだまだ今まで受けていなくて、これからやる例えば、巨峰村のブドウであるとかミカンであるとか、そういうことも多分影響出てくるのかなと思います。そういうことも視野に入れながら、今後、対策を打っていききたいなと思っています。

○議長（森谷信哉）

3番、椿原竜二君。

○3番（椿原竜二）

はい、前向きな答弁、ありがとうございました。

これからやっぱり、本当にこの第2波がいつ来るか分からない、こういった状況の中で、2波とかに備えて、また次、第2波が来たときにも有田川町として、やっぱりスピード感を持って、前回のようなすばらしい対応をしていただくことを要望いたしまして、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第19 報告第16号……………

○議長（森谷信哉）

日程第19、報告第16号、専決処分の承認を求めることについて。令和2年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第20 報告第17号……………

○議長（森谷信哉）

日程第20、報告第17号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第17号、町税条例の一部改正について質疑をさせていただきます。4点ばかり行います。

まず第1点目は、寡婦控除の適用について御説明いただきたいと思います。そして対象になる人数と、所得制限を設けたことによる対象外になる人数を教えてください。

2つ目に、未利用地の扱いはどうなるのでしょうか、伺いたいと思います

3つ目に、所有者不明の土地に課税することの説明を求めます。

4つ目に、低未利用地を譲渡した場合の控除について御説明をしていただきたいと思います。

以上です

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

1つ目の、寡婦控除の適用について御説明させていただきます。令和3年度以降の個人住民税について、未婚のひとり親に対する寡婦控除の見直しが実施されます。令和2年度まで未婚のひとり親には寡婦控除が適用されませんでした。今回の改正により、全てのひとり親家庭に対して公平な税制が実現します。有田川町では新たに10名程度予定、見込んでおります。また所得制限の対象人数ですけれども、5名前後が

対象となると予想しております。

続きまして、未利用地の取扱いということですが、未利用地の具体例としては空き地、空き家、空き店舗、工場跡地のほか、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが挙げられます。低利用地として暫定的、一時的に利用されている資材置場や青空駐車場なども挙げるができると思います。

3つ目の所在不明の土地に課税することについての説明ですけれども、住民票、戸籍、使用者と思われる人や、その他関係者への質問等を行ってもなお固定資産税の所有者の存在が不明である場合、その使用者を所有者とみなして賦課することは可能となるということでございます。

また、低未利用用地を譲渡した場合の控除についてですけれども、低未利用用地であることの確認がされている、また、その年1月1日において所有期間が5年を超えていること、譲渡価格が500万円以下であること、全てに該当する場合、その年中の低未利用土地等の譲渡にかかる長期譲渡所得の金額から100万円を控除することができるということになります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れ、ございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第21 報告第18号……………

○議長（森谷信哉）

日程第21、報告第18号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。



○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第18号、国保税条例の一部改正について質疑を行います。2点行います。

まず限度額の引上げについて御説明をしてください。引上げによる限度額に達する対象人数は、もしくは世帯数はどうなりますでしょうか。

2つ目に、2割から5割軽減になる対象世帯数と、軽減なしから2割軽減になる対象世帯数はどうでしょうか。

また、2つの軽減の合計額は幾らと試算しているか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます

まず最初に、限度額引上げについて少し説明させていただきます。限度額につきましては、医療費分で現行61万円が63万円、2万円の増。後期支援金分につきましては19万円、現行通り19万円、変わっておりません。介護分につきましては16万円が17万円、1万円増加しております。合計しますと全部、現行では3つとも対象の場合96万円が99万円となります。

また、この限度額に到達している医療費分につきましては、令和2年度で123世帯、介護分につきましては58世帯となります。

続きまして2割から5割軽減になる対象世帯につきましては9世帯で、軽減額影響額40万6,000円です。また、軽減なしから2割軽減になる対象世帯につきましては28世帯、45万2,000円の影響額となります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

答弁漏れはございませんか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷。

報告第18号について反対討論を行います。

今回の改正であります。国保税の限度額を引き上げる内容となっております。医療

分で61万円から63万円に、介護納付金で16万円から17万円に、後期高齢者支援金は据置きの19万円で、合計96万円から99万円に上がります。医療分で123世帯、介護分で58世帯が新たな負担となります。しかし本来は応能負担でなければならないのに、世帯割りや、赤ちゃんでも平等でかかったり、また所得割も所得に応じて幾つかの段階に分かれておらず、1つの所得割率しかありません。ある意味、例えば去年の例で言えば、給与所得が688万9,000円の方の限度額は93万円にもなり、所得に占める割合が13.5%にもなります。ですから、一定の高額所得者は税額が高くない状況も生まれます。こういう点では応能とは言えません。今回の引上げは4年連続だったと思いますが、なぜ毎年引き上げるのかということでありませぬ。厚生労働省は限度額超過世帯の割合を全世帯の1.5%に設定しています。当町では改正前が1.79%だったのが、改正後1.68%となりだんだんと1.5%に近づいています。厚労省の目標値で行くと、当町では医療分で80万円、後期高齢者支援金分で22万円、介護納付金で17万円となり、すでに介護納付金では目標額となっています。合計119万円の限度額を目標にしています。もともと低所得者が多い国保制度ですから、重税感が重くのしかかります。

国保制度は今後、後期高齢者医療制度のように変わりますが、そうなるにますます負担増になることが懸念されます。今ほど新型コロナウイルスが日本中を危機に陥れている中で、1984年以前の国庫負担率に戻し、被保険者の負担を減らし、国保税を払って、安心して医療機関にかかれるようにしなければならないのではないのでしょうか。

なお、軽減策も盛り込まれておりますが2割から5割軽減で9世帯、軽減がかからない世帯が2割軽減になる28世帯しかない状況であります。

以上の理由を申し上げて、反対討論といたします。

○議長（森谷信哉）

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで討論を終わります。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（森谷信哉）

起立多数であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

…………… 日程第22 報告第19号……………

○議長（森谷信哉）

日程第22、報告第19号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町介護

保険条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第19号、介護保険税条例の一部改正について、質疑を行います。

2つ、質疑をさせていただきます

まず、第1段階から第3段階の保険税を減免する改正であります。内容を説明していただきたいと思えます。また第1段階から第3段階の各該当する人数はどうでしょうか。そしてなぜ第1段階から第3段階なのでしょう。

2つ目に、世帯分離の件であります。令和元年5月末から令和2年5月末までの世帯分離届出数が、もし分かればお答えをいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

増谷議員の質疑にお答えします。

2019年10月の消費税増税に伴う介護保険料の軽減を、1階層から3階層の住民税非課税世帯を対象に、第2弾目として令和2年4月から軽減を実施します。軽減の対象階層別の保険料率及び人数は第1階層が料率0.3、人数で2,147人、第2階層が0.5で、人数が768人、第3階層が0.7で、人数が515人となっております。

2番目の、世帯分離世帯届出数は住民課によりますと93件、129人となっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

実は、世帯分離をしている場合ですね、介護保険料については違って来るんですけども、今回この制度を受けるに当たって、世帯分離をすると受けられないってということになるとお聞きしているんですが、なぜそうなるのでしょうか、御説明をいただきたいと思えます。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

新型コロナウイルス感染症に係る、介護保険料の減免ですが、第1号被保険者の世帯状況により行っていきます。それで、高齢者のみの世帯の場合、収入が年金のみの場合は、この介護保険の減免対象とはならないためであります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第23 報告第20号……………

○議長（森谷信哉）

日程第23、報告第20号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第24 報告第21号……………

○議長（森谷信哉）

日程第24、報告第21号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第25 報告第22号……………

○議長（森谷信哉）

日程第25、報告第22号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定いたしました。

……………日程第26 報告第23号……………

○議長（森谷信哉）

日程第26、報告第23号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町税条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

報告第23号、町税条例の一部改正について質疑をします。

固定資産税の特例措置と新たに追加された項目の御説明と、追加された理由について御説明をお願いします。

○議長（森谷信哉）

住民税務部長、山田展生君。

○住民税務部長（山田展生）

増谷議員の質疑にお答えさせていただきます。

固定資産税の特例措置、新たに追加された項目等についてですけれども、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例、従前は機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備を対象としておりましたが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業等を支援する観点から、従前の設備に加え、事業用家屋、構築物が追加されています。事業用家屋は取得価格は300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの、構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものとなっております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

……………日程第27 報告第24号……………

○議長（森谷信哉）

日程第27、報告第24号、専決処分の承認を求めることについて。有田川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本件を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本件は承認することに決定しました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第38号から日程第31、議案第40号までを先に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第29、議案第38号から日程第31、議案第40号までを先に審議することに決定いたしました。

……………日程第29 議案第38号……………

○議長（森谷信哉）

日程第29、議案第38号、令和2年度有田川町一般会計補正予算第2号を議題とします。質疑を行います。質疑はありますか。

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

議案第38号について質疑をさせていただきます。

まず、27ページのGIGAスクール構想についてであります。1点目は、GIGAスクール構想の委託料として1億4,080万円、国庫支出金が8,493万円、地方債が4,490万円となっております。GIGAスクール構想における情報通信施設設備、端末機は何台で、教材や研修費、ランニングコストなど、ソフト面なども入れて、各試算額と総額の見込額はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、委託先は入札か、どのようなところに委託を考えているのかお聞きしたいと思います。そして、いつから使うことになるのか、日常的に使うことになるのかどうか御答弁いただきたいと思います。

3つ目に、各学校での情報化推進計画は作っておられるのでしょうか。また、プログラミングとの関連性はどうでしょうか。子供の成長を育む教育とGIGAスクール構想の関連性はどう考えておられるのでしょうか。

4点目として、教員のGIGAスクール構想での研修などは負担になると思うんですが、負担の解消と対応できない教員が出てくれば、どのような対応になるのでしょうか。

5つ目に、一旦、導入すれば、今後、情報の進展の中で更新期間が短いため、数年後の更新時期にまた多額の財政措置が必要になってくるという心配があります。この点についてはいかがでしょうか。

6つ目に、ネットを利用になりますので、セキュリティー対策と膨大な教育情報が大手の塾などに流出しない対策をとられるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、GIGAスクール構想の委託料として、今回、補正させていただきたく思っております、1億4,080万円、それとタブレットの代金ですね、タブレットがまた子供たちの数、そして先生機そして予備機、2,200台程度を予定しております。1台当たり5万5,000円から6万円程度になると思います。それで1億2,100万円程度、合計で整備、ハード面の整備としては2億6,000万円程度を考えております。

それで、また研修費等につきましては、今、5月に1回、まだ教職員クラブでこの会をもったところでありまして、どういう研修をしていったらいいのかっていうところも踏まえて、今後、予算化させていただきたいと思っております。

そして、委託先についてでございます。委託先につきましては、今回、補正を採決いただければ、当町に指名願いが出てきている業者、かつ、また実績等を考慮しながら入札をしたい考えであります。

時期、端末機につきましては、海草有田地方の共同調達を利用し、発注する計画であります。今年度中に整備できればと考えておりますが、ちょっとタイトなスケジュールでありますので、ちょっと繰れてしまうかもしれません。今年度中に整備したい向きで頑張りたいと思っております。

そして、日常的に使うことになるかという質疑でございます。もちろんどの教科で



も日常的にそれを使えるようにというところでございます。

学校での情報化推進計画についてでございます。そして、またプログラミング教育との関連性なのですが、残念ながら、今のところ、情報化推進計画は未整備であります。端末機が1人1台であれば、あのプログラミングロボットとか、またリンクしやすくなりまして、スムーズな教育が実現できると思っております。

あと、4点目の教員のGIGAスクール構想での研修などは教員に負担になってこないか。また対応できない教員が出てくればという質疑でございます。まず、各学校の授業のスキルがもともと高くて、またそういう得意な先生に研修を積んでいただいて、リーダーシップをその先生に取っていただいて、学校全体に広げていってもらおうと、今のところは考えております。また、うちの教職員クラブでも研修をもったりというところも考えてございます。

あと、一旦、導入すれば、今後、情報の進展の中で、更新期間が短いため、数年後の更新とか、またそれが多額の財政負担にならないかというところでございます。もちろん、財政負担というのは多かれ少なかれ出てくることだと思います。ただ、現在のPC教室のパソコンが今、リースしているんですが、その費用が不要になることと、また端末機の長寿命化と廉価化がまた期待できまして、フラットな財政負担の中で考えていきたいと思っております。

あと、6番目にセキュリティーのことでございます。セキュリティーについてはもちろん共同調達する上で重大な部分、選考する重大な部分になってくると思われます。その点を十分にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この問題での再質疑ですが、この事業というのは教育に必要なだという意見は確かにあって、そういうところがありますが、既に小中学校ではパソコンや、それから電子黒板も配備されている状況でありまして、デジタル機器の取扱いやネット利用の基本的知識は今の状況でも教えられる可能性があるんじゃないかというふうに思うんですが、問題はどのように活用されているかということであると思います。この点でどうかということと、あえて申し上げますと、導入よりも導入後の教育効果や、その使い勝手、活用計画やフォローアップ、ICT専門の支援員などの教える側の態勢整備が大事だと思うんです。そういう点でどうかということと、教育ICT計画作成、今後、作るのか、またその内容の理解、浸透が図れるのかどうか、そして維持管理や通信、光熱費などの維持管理の加算が心配です。現状では今の教育予算の中からでの支出となり、他の教育予算へのしわ寄せが出てこないか心配しますが、この点でどうか。

最後に、教育長にお伺いしますが、端末での教育は個々のやりとりとなるのが原則

でありますので、集団の中での学び、集団で作り上げる喜びや人権の完成を目指すという本来、教育の目的が損なわれてしまわないかどうかという点で心配するわけですが、この点、教育長の御答弁を求めます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

増谷議員の再質疑にお答えいたします。

小学校、既に、議員、おっしゃるようにパソコン教室は全て、完備してございます。台数的には一番、その学校で多いクラス数の人数、例えば30人学級が一番多いとなれば、30台用意してございます。ただ、パソコン教室の目的というのは本来、パソコンの使い方等を学んでいただくというところではございまして、今回のGIGAスクールにおいては、それを様々なシーンで活用することを目的としていますので、少し目的が違うのではないかと考えているところであります。

2つ目です。導入よりも導入後の教育効果やその使い勝手が大事なんじゃないかと議員おっしゃるとおりでございます。活用計画、フォローアップなど態勢整備が重要だと考えてはいます。また、維持管理や機器の更新などの費用についてもできる限り抑えられるよう、必要なものと不必要なものを精査して、コストの削減につなげていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

教育長、楠木茂君。

○教育長（楠木 茂）

増谷議員にお答えいたします。

端末での教育は個人のやりとりになります。集団の中での学び、集団で作り上げる喜び、人権の完成を目指すという教育の目的を損なわないでしょうかという質問ですけども、議員、おっしゃるとおり、端末のやりとりというのは、個々でのやりとりになります。また集団でのやりとりも可能であります。そんな中で、決して忘れてはいけないのは、教育の原点である人格の形成であります。その人格の形成の中で、やっぱり学力の向上、そして集団教育というのも入ってこようかと思えます。教育界でよく使われる言葉に、不易と流行というのがございます。不易の部分といいますと、変えてはならないところ、流行というのは時代、時代に合わせて変えていくところなんです。ICTというのはもちろん流行の部分でございます。幾らICT教育が大事だといっても、やはり不易と流行の原点を忘れてはいけないと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

2番、増谷です。

この項目での最後の質疑なんですけども、ネット利用ですから、セキュリティー対策、それから膨大な教育情報が大手の塾などに流出しないかどうか心配しているわけですが、その点の対策はどうですか。

○議長（森谷信哉）

教育部長、井上光生君。

○教育部長（井上光生）

もちろん、議員おっしゃるとおり、それを懸念するところでございます。ただ、生徒に持たせる機械と、また先生の公務を支援するために使うパソコンについては、そこに隔たりを設けて、漏れないようにっていうところを基本にしていきたいと思えます。もちろん、子供らが使うものですから、リカバリーソフトなども必要になってこようかと思っております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この間のコロナ対策で、幾つか町が独自でやっていただいたのがあって、ちょっと住民から聞いた声で、まずコロナ関連事業で10万円の給付の手続で山間地の高齢者の一人暮らしなんかはコピー機もなく、申請書もなかなか簡単に出せないという状況があったり、次亜塩素酸なんかは無料配布していただきましたけれども、やっぱりなかなかとりにこれない方もあって、特に高齢者の一人暮らしなんですけれども、苦情が寄せられたんです。今後、こういう細かいところへの配慮というのかな、対応も行政の側でしっかり十分認識をしていただいて対応していただきたいと思うんですが、その辺の確認を求めたいと思いますがいかがですか。

○議長（森谷信哉）

総務政策部長、一ツ田友也君。

○総務政策部長（一ツ田友也）

まず、給付金の申請につきましては、6月末までに申請を出していただけなかった方っていうのをピックアップしまして、また再度案内させていただくとか、いろいろ関係機関とも協力しながら、お願いしながら知らなかったということがないように、きめ細かく対応させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、今年は敬老会、中止になりました。敬老会中止に伴うことによる代替措置は考えているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

新型コロナウイルス感染症の完全収束が見通せない中、3密を防ぐため、令和2年度の敬老会行事は中止とします。よって、今年度は特別に敬老祝い金として、1人当たり2,000円を対象者に支給する予定としています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

17ページのぶどう山椒生態調査研究業務委託料36万円と、ぶどう山椒産地活性化支援事業業務委託料193万円がありますが、この委託先と具体的にどのような業務を委託されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

増谷議員の御質問にお答えします。

まず、今回の補助金につきましては、過疎対策費におけるものでありまして、生態系の研究につきましては、当初60万円で上がっていたものに、今回36万円の補正を合わせて、96万円で委託することになります。委託先につきましては、県立有田中央高校の御教諭で、仲里先生に、これまでに引き続いてやっていただくこととなります。清水で5か所の生育状況を調査していただくほか、防草シートとかの影響がないか、受粉率の研究などを行っていただく予定となっております。また、それらの研究結果については、また生産者の方へ指導として、行っていくという予定にしております。

産地活性化支援事業につきましては、当初予算で100万円を上げておりまして、193万円の補正予算を合わせて、293万円の委託料となります。委託先は龍谷大学で学生の方に続けて現地調査や企業との共同による新製品の開発など、これらの取組を通じた、情報発信などをやっていただくことと考えております。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

この項目の再質疑なんですけども、これまでも同じようなことをやってきたという

ふうな印象を持っているんです。今回ののは、これまでとどこが違うのかっていうのがないと前へ進まないと思うんですが、その点、いかがですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

先ほど申し上げた生態研究とか産地活性化の業務については、数年で取り組む必要があったため、これまで行っていたものの継続事業になります。今回は交付事業で、前回の地方創生の推進交付金事業で、反省も踏まえて産地の所得向上と雇用増大を目指して、農業や加工に取り組む組織作りや事業者への支援、栽培の効率化に取り組んでいきます。

また、山椒栽培と林業などを組み合わせた山村で暮らしていく提案など、移住や新規就農に向けた取組も行っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

山椒の販売実績を単価や数量面で、どう成果を上げているかという点で、今、出たんでしたらあれですけど、後で資料を出していただきたいんですが、どうですか。

○議長（森谷信哉）

産業振興部長、森田栄一君。

○産業振興部長（森田栄一）

販売量や生産量につきましては、気候や台風によったりして、影響も大きく、例えば乾燥の山椒で数値にしますと、平成29年に約64トンだった販売数量が、翌平成30年には約90トンに増えたものの、令和元年につきましては、約54トンまで減っております。一方、単価につきましては、ここ数年、右肩上がりとなっており、令和元年にも平成29年には3,900円だった、1キログラム当たりの単価が、令和元年には5,699円となっております。

今後も、価格を上げていく取組を進めながら、所得向上、産地の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次、予防接種の関係で、ロタウイルスなんですけども、これはどこの医療機関で受けられるか御説明いただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

福祉保健部長、前久保眞次君。

○福祉保健部長（前久保眞次）

予防接種法の改正により、ロタウイルス予防接種が令和2年10月から法定接種となります。令和2年8月1日以降生まれの乳児は10月より3回の接種となります。個別接種により、かかりつけの小児科病院等で接種が受けられるようになります。

以上です。

○議長（森谷信哉）

2番、増谷憲君。

○2番（増谷 憲）

次に、水道施設費の水道事業と簡易水道事業の基本料金の3か月減免措置として予算化されていますが、減免に伴って、この間の検針業務はどのようになるのかお答えいただきたいのと、2つ目に飲料水供給施設は対象に入っておりません。ですから、言えば、山間地域の方々にとっては、この減免による不公平感が生まれてくるのではないかと心配いたしますが、この点、何か対策を取ってもらえないかどうか、お答えいただきたいと思います。

○議長（森谷信哉）

建設環境部長、鈴木幸敏君。

○建設環境部長（鈴木幸敏）

最初の検針業務ですけれども、減免は基本料金のみですので、検針業務は通常どおり行います。

2点目の飲料水供給施設は対象に入っていないので、不公平感が出ませんかという点に関しましては、飲料水供給施設は料金をいただいておりますので、減免措置はできません。その代わりといいますか、代替措置としまして、山間部でありますとか、もともと飲料水供給施設によって施設を作っているところに対しまして、従来の補助の規則を、採択基準を拡大しまして、なお一層山間部におきましても、飲料水供給施設等を整備できるようにしていきたいと考えております。

○議長（森谷信哉）

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、起立願

ます。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第30 議案第39号……………

○議長（森谷信哉）

日程第30、議案第39号、令和2年度有田川町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

……………日程第31 議案第40号……………

○議長（森谷信哉）

日程第31、議案第40号、令和2年度有田川町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（森谷信哉）

起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りします。

日程の順序を変更し、日程第41、議案第50号を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

日程の順序を変更し、日程第41、議案第50号を先に審議することに決定いたしました。

……………日程第41 議案第50号……………

○議長（森谷信哉）

日程第41、議案第50号、有田川町道路線の認定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいまの議題となっています、議案第50号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、有田川町道路線の認定については、産業建設住民常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

日程第28、報告第25号及び、日程第32、議案第41号から、日程第40、議案第49号までについては、提案理由の説明だけにとどめ、議案調査のため審議を中止したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森谷信哉）

異議なしと認めます。



本日の会議は、これで延会したいと思います。

なお、次回の本会議は、6月18日、木曜日、午前9時30分に開議します。

また、この後、委員会室において、広報広聴常任委員会を開催いたしますので、委員の方はよろしくお願いたします。

~~~~~

延会 15時43分